

# 不動産の登記簿 の所在について

不動産（土地・建物）の登記簿に記載されている土地・建物の所在に変更が生じることになるため、法務局において職権により順次、修正を行います（完了予定：平成30年9月末日）。

職権による修正が完了するまでの間、変更前の所在で登記事項証明書等を発行させていただくこととなりますので、御理解と御協力をお願いします。

## 【地区ごとの修正作業期間】

- ①奥州市水沢区：4月2日～5月下旬
- ②奥州市江刺区：5月下旬～7月中旬
- ③奥州市前沢区：7月中旬～8月上旬
- ④奥州市胆沢区：8月下旬～9月中旬
- ⑤奥州市衣川区：9月中旬～9月末日

御不明な点につきましては、法務局職員にお問合せください。

## 【お問合せ先】

盛岡地方法務局水沢支局

奥州市水沢区多賀97番地

0197-24-0511（音声案内2）